

公共空間活用の手引き



令和6年4月 横浜市

目次

手引き策定の趣旨	2
1 公共空間活用ビジョン	3
2 公共空間活用の推進に向けた本市の姿勢	4
3 許可手続き等に関する情報	
(1) 道路、公園、港湾緑地、河川の公共空間活用による必要な許可・届出	5
(2) 特定地区等の公共空間活用による必要な許可・届出	6
(3) 申請、届出様式リンク一覧	9
(4) 各公共空間使用料の目安	10
4 手続きフロー	11
(1) 【道路】道路占用許可	12
(2) 【公園】公園内行為許可、公園内占用許可	13
(3) 【みなとみらい21 中央地区、新港地区】港湾緑地】行為（催事）許可	14
(4) 【みなとみらい21 中央地区、新港地区】 【関内地区】【山手地区】〔景観計画・都市景観協議地区〕	15
(5) 【屋外広告物】屋外広告物掲出許可	16
(6) イベントにおける「食品提供の許可・届出」	17
5 公民連携取組事例	18
(1) 【道路】日本大通りオープンカフェ	19
(2) 【道路】R16～国道16号線スタジオ	20
(3) 【道路】関内外OPEN! 道路のパークフェス	21
(4) 【道路・河川】大岡川ひかりの川辺（市の取組に大学の施策が合致した事例）	22
(5) 【道路・公園・公開空地】ソトカフェみなとみらい	23
(6) 【道路等】（第6回）ストリートファニチャー（屋外装置物の総称）デザインコンペティション	24
(7) 【港湾緑地】ナイトドッグラン	25
(8) 【港湾緑地】カップヌードルミュージアムパーク内のグランピング施設	26
(9) 【公園】Yokohama Nature Week（ヨコハマネイチャーウィーク）	27
(10) 【公園】横浜動物の森公園未整備区域における遊戯施設等の公募設置（Park-PFI）	28
公民連携の総合窓口について	29

手引き策定の趣旨

横浜市には、道路、公園、港湾緑地などの公共空間が数多く存在し、市民の生活を支えています。

厳しい財政状況の下、各公共空間において市民サービスを持続し、向上させていくためには、従来手法による適切な維持管理や、運用に加え、公民連携による活用を取り入れることにより、立地環境等周辺の状態を踏まえながらも、各公共空間が持つポテンシャルを最大限に引き出し、魅力ある空間にしていくことが必要です。

この手引きは、都心部・郊外部を問わず、本市の公共空間の活用に関心をお持ちの民間事業者の皆様へ向け、本市が公共空間活用の検討に取り組んだ経緯をはじめ、今後活用を進めていくに当たってのビジョンと本市の取組姿勢をお示した上で、許認可窓口の案内や手続きのフローのほか、今までに実現したモデル的な取組事例などを紹介しています。

皆様に事業ノウハウを発揮していただき、横浜市の公共空間の魅力を高めていただくことを期待しておりますので、お持ちのアイデアを実現させる一助として、本手引きをご利用いただけましたら幸いです。

—本市の公共空間活用への取組の経緯—

■2015年度（平成27年度）：庁内横断プロジェクトの設置

公共空間のポテンシャルを民間事業者の自由な発想やノウハウで引き出していただき、各公共空間におけるサービス向上や経費縮減だけでなく、新たな歳入確保も視野に、賑わいの創出などによる地域の活性化や、横浜の更なる魅力向上につながる公民連携事業の実現を目指し、本市関係区局により「公共空間活性化プロジェクト」を設置しました。

■2016年度（平成28年度）：公民連携による事業の具体化に向け先進的事例や企業意向等を調査

先行事例の調査や民間事業者へのヒアリング、サウンディング調査等、幅広く情報収集を行い、事業の具体化に向けて多様な視点から検討を実施しました。

■2017年度（平成29年度）：モデル事業の公募

多様な公共空間や集客施設が多数存在する都心臨海部において、持続可能なまちづくりに向けた公共空間活用のモデル事業として、回遊性を高め地域ネットワークの形成や新たな賑わいの創出につながる事業提案を公募し、17法人等から20件の提案をいただきました。

■2018年度（平成30年度）：モデル事業の実施と手引き策定検討

公募でいただいた提案のうち、14件について公民連携による取組に向けて協議を進めました。協議の過程で民間事業者の皆様から「横浜市の公共空間は魅力的だが、手続きが煩雑でわかりにくい」という意見をいただいたこと等を踏まえ、民間事業者の方々が生きやすい環境づくりの一環として、手引き策定に着手しました。

※横浜市 公共空間活用に関するページ

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kyoso/public-facility/kokyokukan/publicspace.html>

1 公共空間活用ビジョン

～本市の公共空間活用に期待すること～

▶ 市域全体における公共空間の活用を通じたまちの魅力向上

都心臨海部だけでなく郊外部も含めた本市全域において、民間事業者や市民が公共空間を活用する機会が増えることで、利便性や快適性の向上や賑わい形成など、都市の魅力が向上します。

▶ 地域コミュニティの活性化

活用のノウハウ及びアイデアを持つ民間事業者と地域を愛する住民が、協働でまちをつくる視点を持ち、地域における公共空間の有効活用をともに考え、協議することによって、新たな交流が生まれ、地域が活性化していきます。

さらにエリアマネジメント（※）等の活動に進展することにより、地域の魅力が向上し、横浜により一層の愛着を持つ人が増えていきます。

▶ 持続的なまちづくりに向けた活用の可能性の追求

民間事業者と地域住民が連携して、継続的なエリアマネジメント等の取組を行うことによって、公共空間の活用による効果と課題についての検証を繰り返し、長期的な視点で、発展的なまちづくりに向けた活用の可能性が追求されていきます。

▶ 横浜らしい新たな魅力ある空間の演出

地域のランドマークや周辺の景観への調和、歴史や文化等に配慮しながら、民間事業者に様々なアイデアを出してもらうことにより、横浜らしさを失わずに、新たな魅力ある空間が演出されます。

※エリアマネジメントとは…

特定のエリアを単位に、民間が主体となって、まちづくりや地域経営（マネジメント）を積極的に行おうという取組のこと

（出典：内閣官房 まち・ひと・しごと創生本部）



2 公共空間活用の推進に向けた本市の姿勢

▶ 公共空間活用に向けた環境整備

民間事業者や市民の皆様が、本市の公共空間活用を検討していただく際の参考として「手引き」等を策定するとともに、各公共空間の活用における方針や必要なルールの策定等、活用を進めるための環境整備に取り組みます。

▶ 各地域の特色に応じた公共空間の活用

公共空間の活用によって実現したい内容は、同じ横浜市内でも、各区・地域ごとに異なります。

そこで、地域住民の意向を把握しながら各公共空間のマネジメントプランを作成することなどにより、民間事業者の提案を積極的に受け入れながら、その地域にあった適切な公共空間の活用を進めていきます。

▶ 都心臨海部等における公共空間活用による回遊性の向上

都心臨海部の公共空間は赤レンガパークや象の鼻パーク、山下公園、日本大通り等、活用が積極的に行われているところがある一方、魅力向上の可能性は十分ありながら、あまり活用されていない公共空間もあります。

そうした空間を積極的に活用するほか、各公共空間の活用を連携して進めることなどにより、回遊性を高める取組を進めていきます。

▶ 公共施設の管理負担軽減

公共施設の適切な管理を、安定的かつ継続的に行っていくために、将来的には、公共空間を民間事業者に活用いただいた際、収益等を公益に還元することが必要です。

一方、収益事業を行うのになじまない公共空間もあるため、収益等を生み出すのに適切な公共空間を限定し、対象空間においては、収益等を公益に還元する仕組みを構築し、公共施設の管理負担軽減に取り組んでいきます。



3 許可手続き等に関する情報

(1) 道路、公園、港湾緑地、河川の公共空間活用による 必要な許可・届出

事業内容や申請者要件などにより、許可できない場合があるため、各窓口担当への事前相談を前提としています。早めの相談をお願いします。

※P11以降に手続きフロー図を掲載。

活用予定の 公共空間	必要な許可・届出	窓口担当 (問い合わせ先は、 「別添」参照)	手続き の流れ
道路	道路占用許可（道路法）	道路局管理課／ 18区土木事務所 ※注1	P12
	道路使用許可（道路交通法）	各区警察署交通課	-
	道路工事・占用の届出(横浜市火災 予防条例)	各区消防署警防課	-
公園	公園内行為許可 公園占用許可 (都市公園法・横浜市公園条例)	みどり環境局 ※注2 ・北部公園緑地事務所 ・南部公園緑地事務所 ・南部公園緑地事務所都心部 公園担当 ・動物園課 ・環境活動支援センター 18区土木事務所 ※注1	P13
港湾緑地	行為（催事）許可 (港湾施設条例)	港湾局賑わい振興課、 客船事業推進課、施設管理課 指定管理者	P14
河川	河川法許可	神奈川県 (横浜川崎治水事務所)	-

※注1 18区土木事務所の窓口

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/yokohamashi/org/doro/sonota/20140225170306.html>

※注2 みどり環境局で管理する公園・緑地等

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/midori-koen/koen/koen/kouen002.html>

(2) 特定地区等の公共空間活用による必要な許可・届出

前出の許可・届出に加えて、特定の地区では景観に関する届出・協議や地区計画の届出が必要になる場合があります。

その他、広告や食品、火気取扱い等についても許可・届出が必要になる場合があります。

活用予定の地区	必要な許可・届出	窓口担当 (問い合わせ先は、「別添」参照)	手続きの流れ
みなとみらい 21中央地区	景観計画の届出 都市景観協議 (景観法・景観条例) ※注1	都市整備局みなとみらい・東神奈川 臨海部推進課	P15
みなとみらい 21新港地区		港湾局整備推進課	
関内地区		都市整備局都心再生課	
山手地区			
地区計画がかかる地区	地区計画の届出 (都市計画法)	※注2	-

※注1

都市景観協議を要する地域の場合は、原則として屋外広告物の許可申請の前に協議を済ませておいてください。屋外広告物を掲出する場所については、用途地域や景観計画、地区計画などの調査を行い、基準を満たす内容で計画を進めてください。また、『色』にも規制がありますのでご注意ください(例：テントの幌の色)

※注2

地区計画がかかる地区一覧は下記リンク先でご確認下さい。お問い合わせ窓口は各地区計画のページの最下部の問合せ課をご確認ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/toshiseibi/plan-rule/chikukeikaku/tikukeikaku.html>

届出が必要な内容	必要な許可・届出	窓口担当 (問い合わせ先は、 「別添」参照)	手続き の流れ
屋外広告物を掲出する場合	屋外広告物許可（横浜市屋外広告物条例）※注3	都市整備局景観調整課	P16
食品を扱う場合	食品営業の許可申請（食品衛生法） 行事開催届（行事における食品提供の取扱指導要領）	各区生活衛生課	P17
露店等を開設する場合	露店等開設届書 ※注4 （横浜市火災予防条例）	各区消防署予防課	-
劇場以外の場所で催し物を行う場合	催物開催届出書 ※注5 （横浜市火災予防条例）	各区消防署予防課	-
火災とまぎらわしい煙等が発生するおそれのある行為を行おうとする場合	火災発生届出書 ※注6 （横浜市火災予防条例）	各区消防署警防課	-
仮設建築物や看板・広告塔等を設置する場合	仮設建築物の許可 看板・広告塔等の確認申請（建築基準法）※注7	建築局建築指導課	-
興行場の営業を行う場合	営業許可申請書（興行場法）※注8	各区生活衛生課	-
動物の販売や展示等を行う場合	動物取扱業の登録（動物愛護法）※注9	各区生活衛生課	-

※注3

屋外広告物を掲出する場合、許可手続きは都市整備局景観調整課で行いますが、都市景観協議地区（みなとみらい21中央地区、みなとみらい21新港地区、関内地区、山手地区）においては景観協議の手続きも必要となります。また、街づくり協議や地域まちづくりルールなどの手続きが発生する場合があります。

（都心部の例：馬車道、伊勢佐木、野毛、山手、新横浜、横浜駅周辺地区など）

※注4

多数の者の集合する催しで、コンロや発電機等の対象火気器具等（液体燃料・気体燃料・固体燃料を使用する器具又は電気を熱源とする器具）を使用する場合に限ります。

※注5

劇場等以外の建築物その他の工作物における演劇、映画その他これらに類する催物を開催する場合に必要となります。

※注6

煙火（花火）の打上げまたは仕掛けを行おうとする際は、別途、煙火消費届出が必要となります。

（火薬取締法第25条第1項により市長の許可を受けたものは除きます。）

※注7

イベント用の小規模なテント・ユニットハウスや、看板等も仮設許可や確認申請が必要になる場合があります。仮設許可等の手続きには期間を要しますので、計画ができ次第ご相談ください。

※注8

映画、演劇、音楽、スポーツ、演芸、観せ物といった興行を行う場合、興行場の営業許可が必要となる場合があります。興行を行う場所がある区的生活衛生課へ内容・期間等を提示し、ご相談ください。

※注9

移動動物園、ふれあい広場等を業として行う場合は登録申請が必要になることがあります。

内容により要否が異なりますので、事前にご相談ください。

《参考》次の空間を利用する場合の相談窓口について

公開空地を利用したい場合

公開空地（横浜市市街地環境設計制度に基づく空地）を利用する場合は「公開空地の一時使用承認」が必要です。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/tetsuduki/kyoka/sekkeiseido/shigaichikankyo.html>

公開空地管理者との協議の上、**建築局市街地建築課**へ事前にご相談ください。

地区施設を利用したい場合

地区計画の区域内に定められている地区施設等を利用する場合は、「地区計画の区域内における地区施設等の維持管理に関する取扱い」に基づく協議が必要です。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/toshiseibi/plan-rule/chikukeikaku/index2.html>

利用する地区施設により窓口が異なりますので、手続きについては担当課へご相談ください。担当課は各地区計画のページの最下部の問合せ課をご確認ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/toshiseibi/plan-rule/chikukeikaku/tikukeikaku.html>

特定街区有効空地を利用したい場合

特定街区内の有効空地を一時的に占有する場合は、有効空地管理者と十分な調整を行う必要があります。また、横浜市特定街区運用基準に基づき、市長に届け出て占有基準に適合していることの確認を事前に受ける必要があります。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/toshiseibi/plan-rule/tokutei/todokede.html>

利用する有効空地により窓口が異なりますので、手続きについては担当課へご相談ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/toshiseibi/plan-rule/tokutei/tokuteigaiku.html>

(3) 申請、届出様式リンク一覧

必要な許可・届出	届出様式リンク	手続きの流れ
道路占用許可	https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/doro/kanri_senyo/senyo/	P12
道路使用許可	https://www.police.pref.kanagawa.jp/tetsuzuki/kotsukankei/mesf1016.html	-
道路工事・占用の届出	https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/shobo/download.html	-
公園内行為許可	https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/midori-koen/koen/jorei/yousiki.html	P13
公園占用許可		
河川法許可	http://www.pref.kanagawa.jp/docs/i6k/cnt/f617/kyoninka/kasen.html	-
港湾緑地での行為(催事)許可	https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kowan/business-support/application.html	P14
景観計画の届出	https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/toshiseibi/keikan/keikaku-kyogi.html	P15
都市景観協議		
地区計画の届出	https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/toshiseibi/plan-rule/chikukeikaku/todokede.html	-
屋外広告物許可申請	https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/toshiseibi/koukokubutsu/okugaitetsuzuki/	P16
行事における食品提供の届出	https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kenko-iryo/shoku/yokohamaWEB/gyomu/tetuduki/gyouji.html	P17
食品営業の許可	https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/eisei/shokuhin.html	
露店等開設の届出	https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/shobo/download.html	-
催物開催の届出		
火煙発生の届出		
仮設建築物の許可	https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/tetsuduki/kyoka/kasetu.html	-
看板・広告塔等の確認申請	https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/tetsuduki/kakunin/kousaku.html	-
興行場営業の許可	https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/eisei/kankyo.html#KOGYOJO	-
動物取扱業の登録	https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/pet-dobutsu/aigo/20110616160226.html	-

(4) 各公共空間使用料の目安

次で示す場所以外でも、使用料が必要な場合もありますので、詳細は、利用する際に各窓口でご確認ください。

利用場所	料金 ※注1	備考
公園使用料	1日 12,400円	興行
	1日 10円/m ²	展示会
道路占用料	1日 150円/m ²	日本大通り等 ※注2
港湾緑地利用料	1日 60円/m ²	入場料等徴収あり
	1日 15円/m ²	入場料等徴収なし

※注1：料金は条例改正等により変更となる場合があります。

最新の料金については各窓口を確認をお願いします。

※注2：祭礼、緑日その他催しに際し、一時的に設けるもの

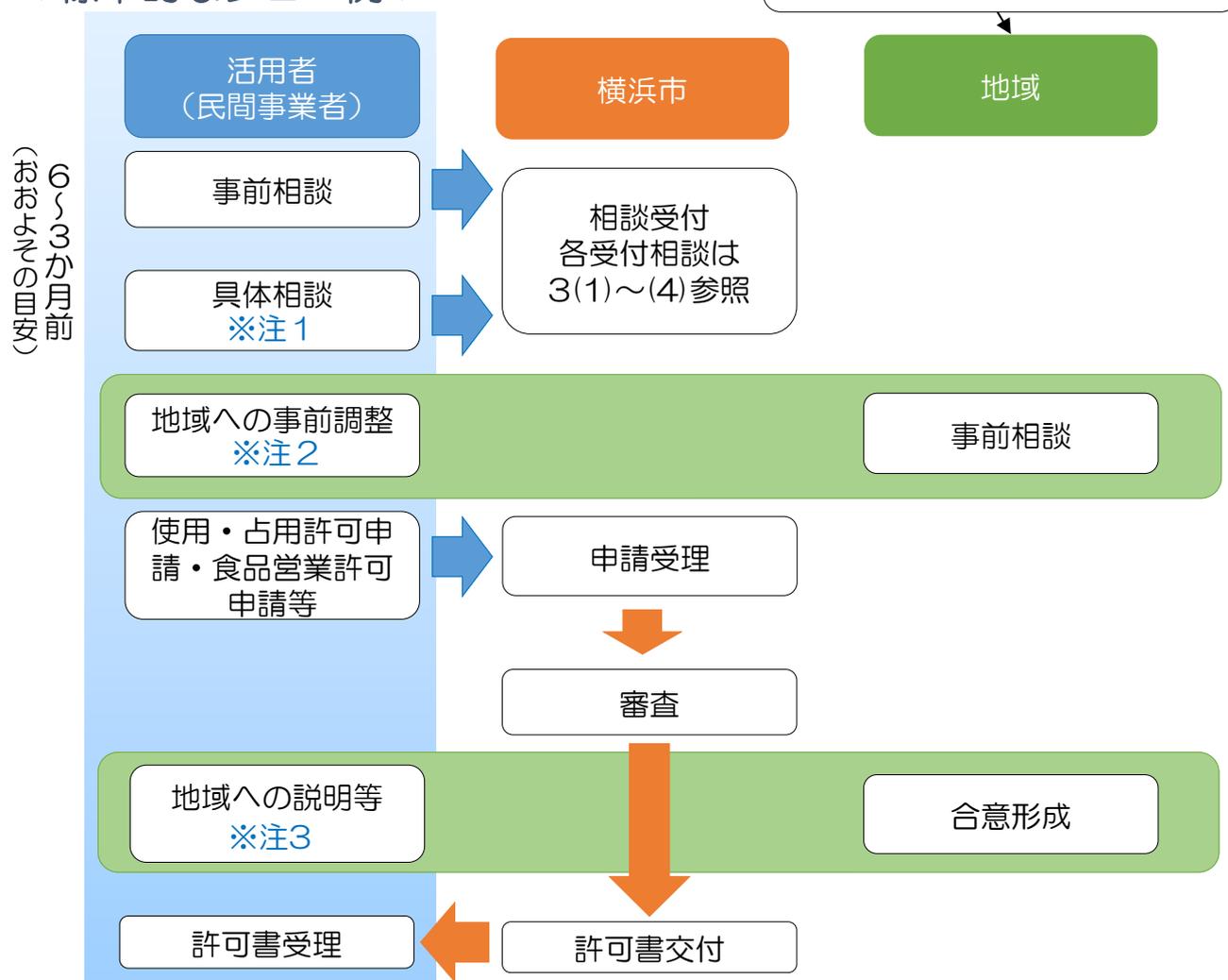
4 手続きフロー

フローに書かれた期間はあくまで標準的なものであり、相談受付の時期も案件により異なります。書類の不備や内容次第では、手続き期間が延びる可能性がありますので、余裕をもった申請をお願いします。

また、公共空間は、「誰もが自由に使えるべき」場所として整備されていますので、催事等で利用する際には、公共性・公益性に配慮した上で、地域との調整を十分にを行い、合意形成を進めてください。

まずは各窓口や共創フロントにご相談ください。

《標準的なフロー例》



※注1 提案の前に、活用したい公共空間周辺の地域課題・ニーズの把握に努めてください。その上で、横浜市の各窓口及び区役所に事前相談し、地域課題の解決等に寄与できる内容かどうか確認し、提案してください。

※注2 地域住民の日常生活を尊重し、かつそのエリアで働く人々の業務に支障がないよう十分に配慮してください。

※注3 近隣の自治会・町内会の定例会等で、イベント開催の趣旨、日程、実施団体の説明などを行い、地域の合意が得られるように努めてください。

《ポイント》

地域に根差し、愛される活用となるためにも、地域団体等との調整を十分にを行い、合意形成を図る必要があります。地域団体等との調整の中で、企画の変更余地も残せるよう、企画案の段階から速やかに説明を行うなど、調整期間を十分に確保して下さい。また、公共空間によっては、地域団体等が定期開催するイベントがありますので、開催日程の決定にあたって調整が必要です。

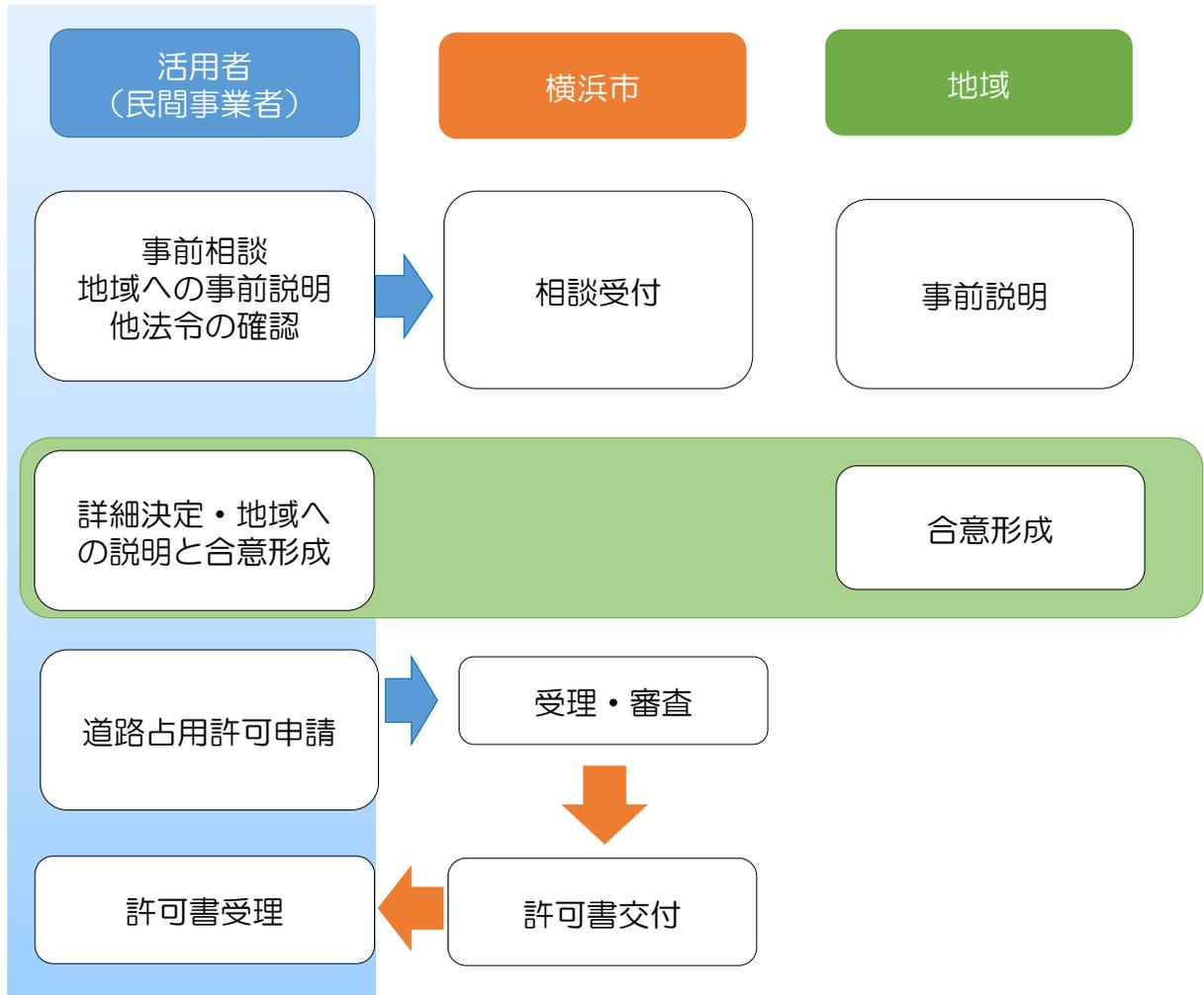
※横浜市では、民間事業者の皆様から公民連携に関する相談・提案をいただく窓口として「共創フロント」を開設しています。詳細は、P29をご覧ください。

(1) 【道路】道路占用許可

〔想定されるイベント〕

ランニングイベント、オープンカフェ、ストリートダンス、ミュージック等

3か月前（およその目安）

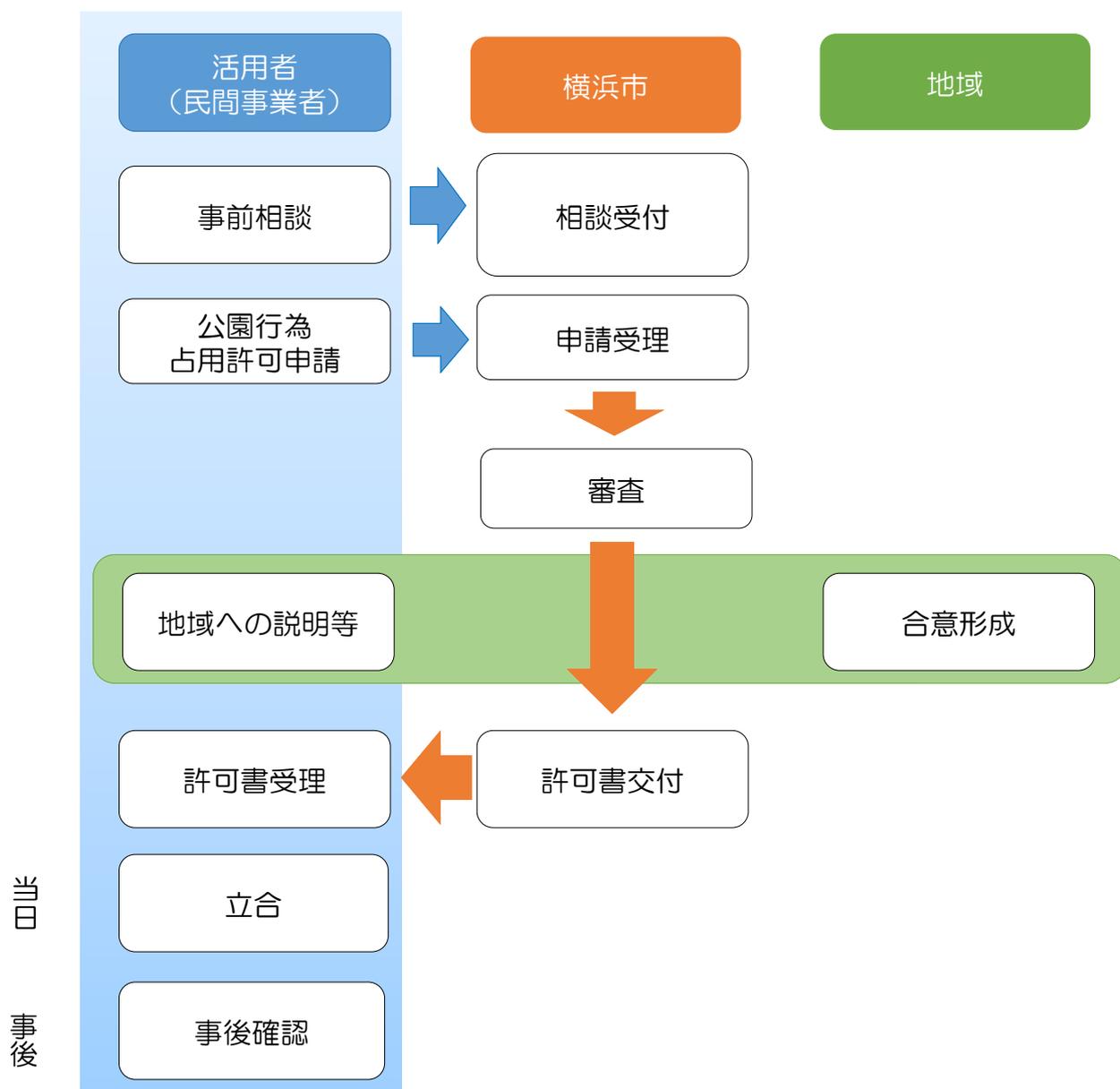


- ※ 国・地方公共団体が主催、共催又は後援若しくは支援しているものに限りです。
- ※ 国道の場合は所管の国道事務所へご相談ください。
- ※ 相談受付時期は案件により異なります。なお、地元組織への合意形成も適宜必要となります。
- ※ 道路は本来、人や車が通行するためのものですので、道路上でイベントを開催する場合は、道路交通法第77条に基づき、警察の「道路使用許可（概ね1か月前まで）」が必要になります。交通規制の有無等により、道路占用許可を判断する場合がありますので、所管の警察署に事前に相談を行ってください。
- ※ 1日に満たないイベントでも、道路上にテーブルやイス、ステージ等を継続して設置する場合、道路法第32条に基づき、「道路占用許可（事前相談の上、2か月から1か月前までに申請）」が必要になることがあります。道路占用許可申請書類に基づき、イベント内容等の事前相談・審査を行いますので、「所管の土木事務所」に相談してください。（通行規制を行う場合は、事前周知用の告知看板についても別途占用手続きが必要になります。）道路の構造等により許可ができない場合もあります。
- ※ 中区日本大通りでのイベントの実施にあたっては、詳細を「道路占用を伴う日本大通りイベント実施ガイド」で併せて確認してください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/naka/kusei/koho/nihonodorieventguide.html>

(2) 【公園】 公園内行為許可、公園内占用許可

〔許可が必要な行為〕
 物品の販売や募金等、催しのため公園の全部又は一部を一時的に独占して使用する 等



※ 許認可手続きについては、公園毎に窓口が異なり、各手続きに必要な期限等が異なります

- 18区土木事務所の窓口

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/yokohamashi/org/doro/sonota/20140225170306.html>

- みどり環境局で管理する公園・緑地等

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/midori-koen/koen/koen/kouen002.html>

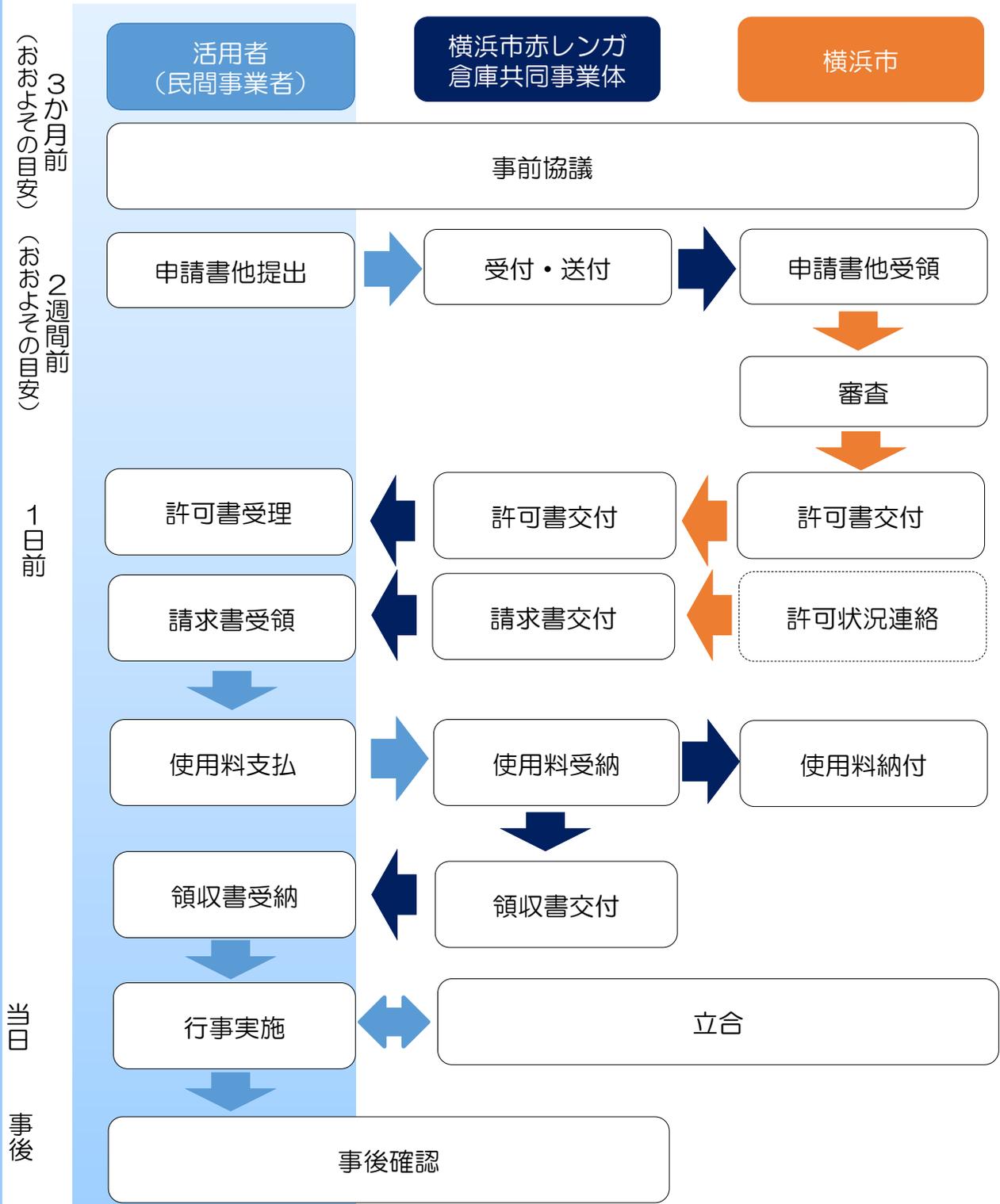
※都市公園の利活用を公民連携により推進するため、共創フロントと連携した公園に特化した窓口

「Park-PPP Yokohama (略称：P×P)」をみどり環境局内に開設しています。

詳細は、P29をご覧ください。

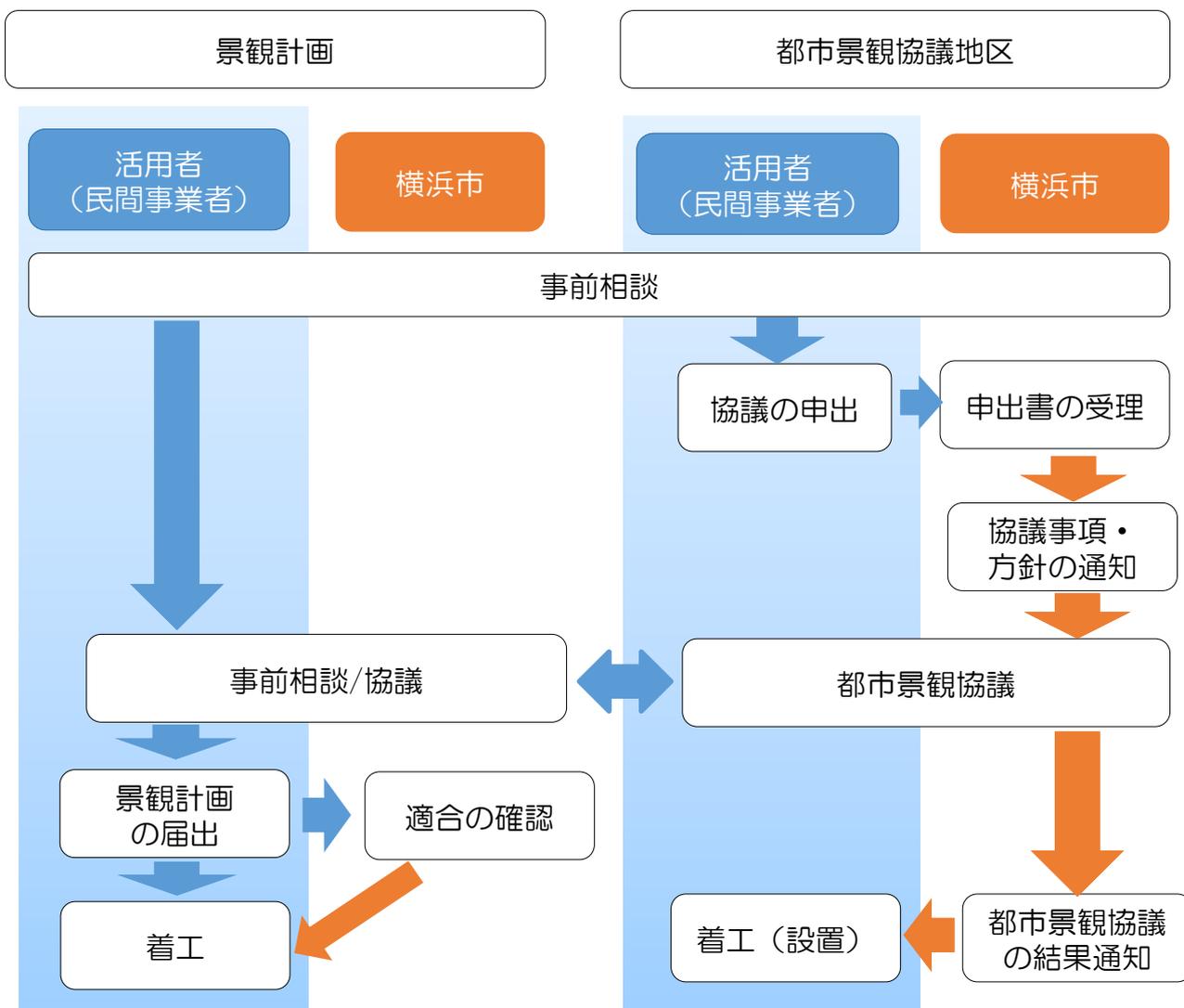
(3) 【みなとみらい21 中央地区、新港地区】 〔港湾緑地〕行為（催事）許可

〔想定されるイベント〕
コンサート、ランニングイベント、文化紹介等



※原則として使用希望日の1年前から先着順に受け付けます。
 ※指定管理者施設については、直接施設運営者へお問い合わせください。
 ※ハンマーヘッドパークについては、新港ふ頭客船ターミナルへ直接お問い合わせください。

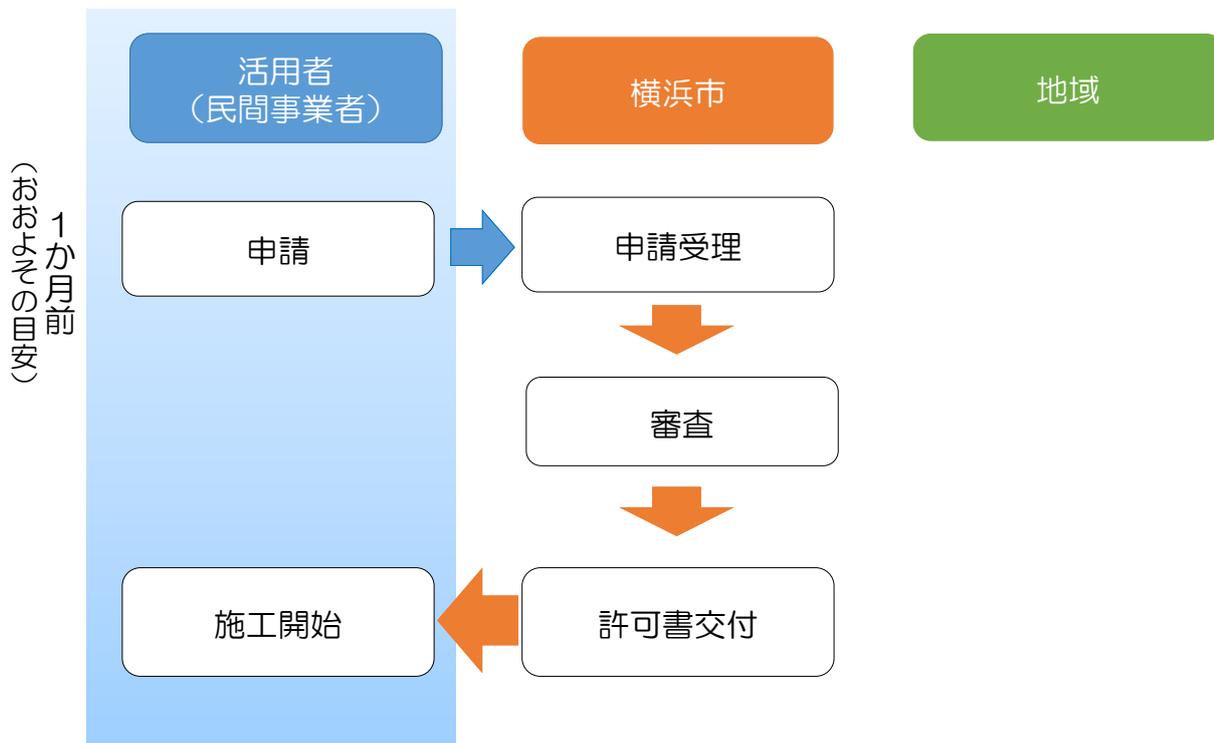
(4) 【みなとみらい21中央地区、新港地区】 【関内地区】
【山手地区】〔景観計画・都市景観協議地区〕



	景観計画・都市景観協議地区							
	関内地区		山手地区		みなとみらい21 中央地区		みなとみらい21 新港地区	
	届出	協議	届出	協議	届出	協議	届出	協議
特定照明 (ライトアップ)	要 (※注1)	要 (※注5)	不要	不要	不要	不要	要 (※注2)	要
屋外広告物の 掲出等	不要 (※注4)	要 (※注3)	不要 (※注4)	要	不要	要	不要 (※注4)	要

- ※1 歴史的界隈形成エリア内に存する建築物又は工作物への特定照明、建築物又は工作物の見通し、景観形成街路に面する部分への特定照明を行う場合に限る。
- ※2 赤レンガ倉庫への特定照明を行う場合に限る。
- ※3 自家用屋外広告物で、表示面積の合計が10㎡（一部区域除く）以内のものを表示又は設置する場合を除く。
- ※4 屋外広告物許可の際にあわせて審査を行うため不要
- ※5 都市景観協議地区図4に示す歴史的建造物を行うものに限る。

(5) 【屋外広告物】屋外広告物許可

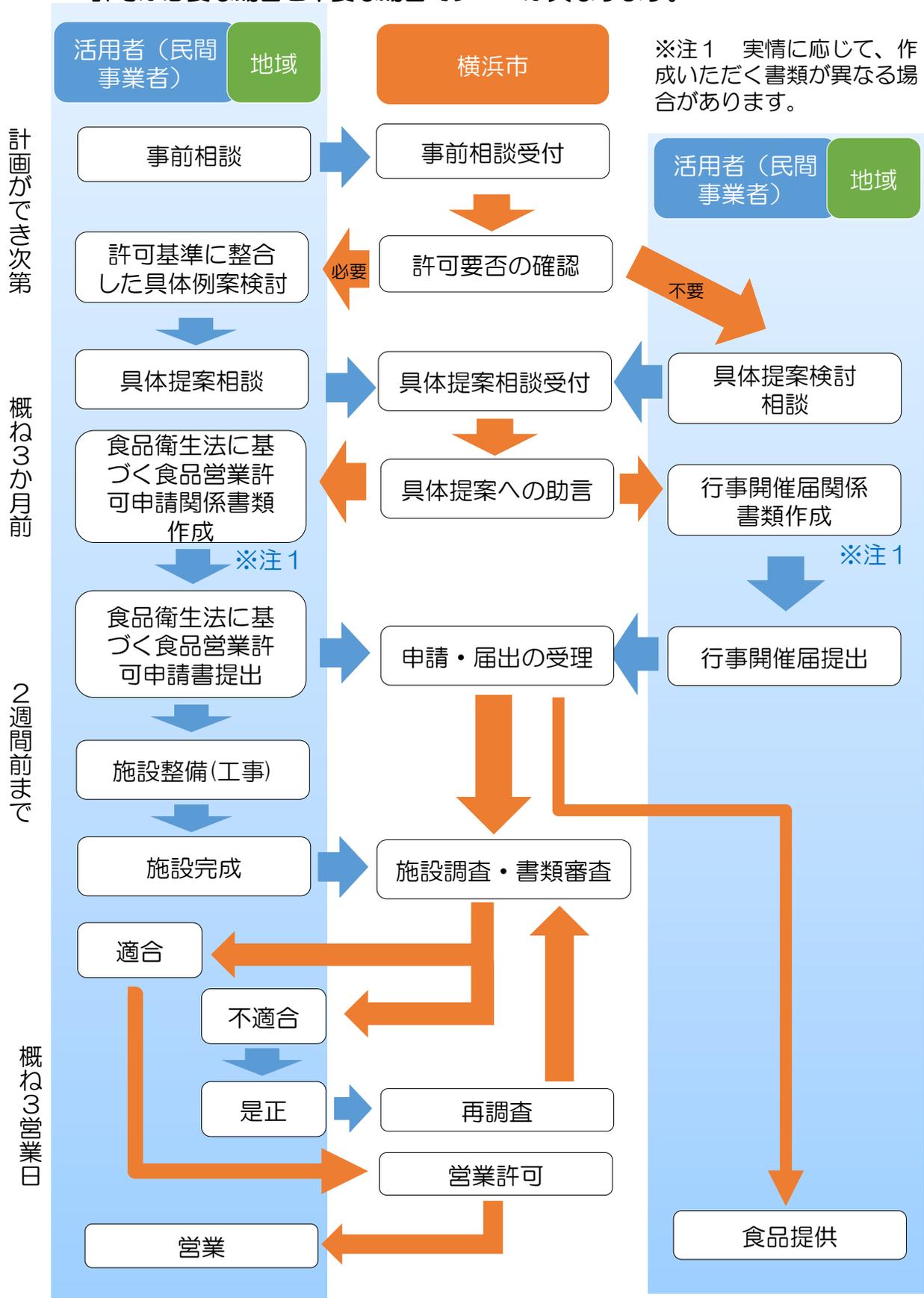


※ 通常の屋外物許可手続きの場合

※ 屋外広告物を掲出する場合、許可手続きは都市整備局景観調整課で行いますが、都市景観協議地区（みなとみらい21中央地区、みなとみらい21新港地区、関内地区、山手地区）においては景観協議の手続きも必要となります。また、街づくり協議や地域まちルールなどの手続きが発生する場合があります。（都心部の例：馬車道、伊勢佐木、野毛、山手、新横浜、横浜駅周辺地区など）

(6) イベントにおける「食品提供の許可・届出」

許可が必要な場合と不要な場合でフローが異なります。



5 公民連携取組事例

公共空間の活用においては、それぞれの地域特性に配慮し、その地域の課題解決や魅力アップにつながる企画検討が重要です。

これまで実施された取組事例の中でも、効果的に公共空間が活用された事例について、催事物を中心にまとめました。

新たに事業を企画される際の参考としてください。

【市内事例】

- (1) 【道路】日本大通りオープンカフェ
- (2) 【道路】R16～国道16号線スタジオ
- (3) 【道路】関内外OPEN! 道路のパークフェス
- (4) 【道路・河川】大岡川ひかりの川辺
- (5) 【道路・公園・公開空地】ソトカフェみなとみらい
- (6) 【道路等】(第6回)ストリートファニチャー（屋外装置物の総称）デザインコンペティション
- (7) 【港湾緑地】ナイトドッグラン
- (8) 【港湾緑地】カップヌードルミュージアムパーク内のグランピング施設
- (9) 【公園】Yokohama Nature Week
(ヨコハマネイチャーウィーク)
- (10) 【公園】横浜動物の森公園未整備区域における遊戯施設等の公募設置 (Park-PFI)

(1) 【道路】日本大通りオープンカフェ

事業主体	一般社団法人日本大通りエリアマネジメント協議会 (日本大通り活性化委員会が2023年に法人格を有した)
本市の位置づけ	横浜市が、事業者と協定を締結
活用場所	横浜市景観計画に基づく日本大通り特定地区
事業目的	景観の魅力形成、公共空間の活性化
事業期間	2005年7月から現在に至るまで
必要な許可等	食品営業の許可、道路占用許可、道路使用許可
費用負担	○横浜市：事業費負担なし ○事業者：道路占用料、道路使用料など ○利用者：各店舗での飲食物の購入費

事業内容

歴史的建造物が多い官公庁街である日本大通りは、歩行者を優先し景観に配慮した道路に再整備された。その魅力を高めるオープンカフェの設置・運営をしていくため、沿道の店舗や事業者等と行政で新しい仕組みを考案した。

2005年に半年間のオープンカフェの社会実験を経て、2006年に任意団体「日本大通り活性化委員会」が発足し、2023年に「一般社団法人日本大通りエリアマネジメント協議会」として法人格を有した。横浜市と協議会で締結している「日本大通りの魅力形成に関する基本協定書」に基づき、協議会が作成した「日本大通りオープンカフェ実施要綱」に則った運用をしている。協議会の社員が検討するオープンカフェの希望内容を協議会事務局で確認し、横浜市と協議した後、協議会事務局が道路使用許可と道路占用許可の手続きを行うことで円滑な運用を実現している。

2021年に日本大通り（国道133号）が歩行者利便増進道路として指定され、協議会が占有者として選定されている。賑わいの創出だけでなく、歩行者が憩える豊かな空間として、横浜の歴史と風格ある魅力的な景観を形成している。

日本大通りでは土日にイベントが実施されることが多く、2019年にイベント実施ガイドを改定し、地域合意のシステムを確立した。地元団体以外でも、行政の後援等をとることで、民間主体のイベントが実施できる仕組みとなっており、オープンカフェと共存し、景観に配慮することで日本大通りの魅力をより高められる質の高いイベントを推奨している。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/naka/kusei/koho/nihonodorieventguide.html>

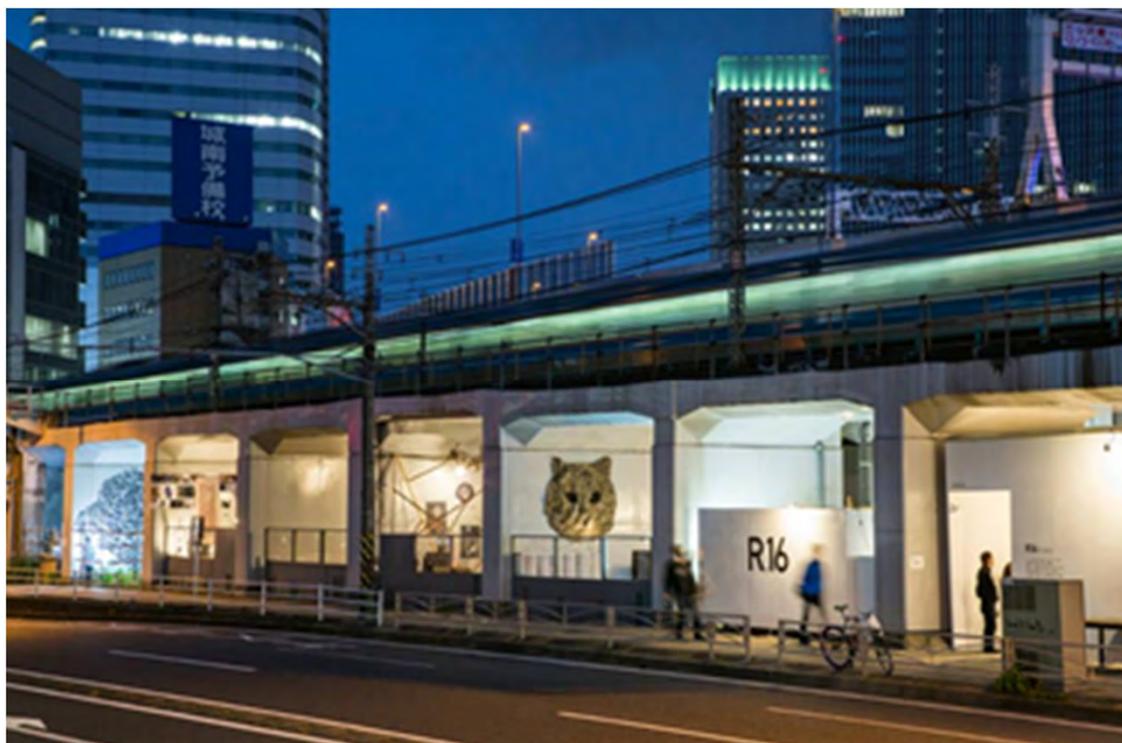


(2) 【道路】R16～国道16号線スタジオ

事業主体	NPO法人BankART1929 ※2018年度は、Creative Network実行委員会 (事務局：NPO法人BankART1929、創造界隈拠点、 (公財)横浜市芸術文化振興財団、横浜市文化観光局)
本市の位置づけ	横浜市が事業者と協定を締結
活用場所	旧東横線跡地高架下(西区桜木町7-48付近)
事業目的	創造界隈拠点のPR、街の魅力の発信、地域の活性化
事業期間	<ul style="list-style-type: none"> ・2018年8月 オープン ・2018年11月 オープンスタジオ開催 ・2019年3月 展覧会を開催 ・2019年12月 オープンスタジオ開催 ・2021年6月 スタジオ活用終了
必要な許可等	道路占用許可、道路使用許可 ※道路占用にあたっては、横浜市道路高架下等利用計画検討会に 諮り、占用場所を当該事業で活用することを決定したうえで、占 用許可申請を提出
費用負担	<ul style="list-style-type: none"> ○横浜市：事業者到他拠点運営費を含む補助金を交付 ○事業者：道路占用料を事業者が負担 ○利用者：無料 (一部ワークショップ等で実費相当の参加料を 徴収する場合あり)

事業内容

横浜市の創造界隈拠点の一つとして、東横線跡地高架下を活用し、スタジオを運営。アーティスト・クリエイターの制作場所として活用し、オープンスタジオや展覧会を開催することにより、都心臨海部の賑わいづくり、活性化に寄与した。



(3) 【道路】 関内外OPEN! 道路のパークフェス

事業主体	アーツコミッション・ヨコハマ (公財)横浜市芸術文化振興財団)、各参加スタジオ
本市の位置づけ	横浜市が共催
活用場所	関内さくら通り
事業目的	公共空間の創造的な活用による賑わいづくりや、クリエイターの存在を市民に身近に感じてもらうこと
事業期間	2016年度から開始(毎年11月上旬に数日限定で開催)
必要な許可等	道路占用許可、道路使用許可、道路工事・占用の届出、露店等開設届出
費用負担	○横浜市:アーツコミッション・ヨコハマに補助金を交付 ○事業者:警備費やプロモーション費等を負担 ○利用者:入場無料(体験参加、購入等は有料)

事業内容

60名を超えるクリエイターが一体となって作り出す「街なかフェス」として、関内のさくら通りを中心に周辺のビルの屋上や道路を開放し、さまざまなイベントを実施。

ビルとビルをつなぎ、街にあふれだす空中のインスタレーション、子供が遊べるアート体験、エリアを巡るツアー、特別なコーヒーや紅茶、パフォーマンスなどを楽しめる。(雨天時、一部中止)

地域との連携として、関内フード&ハイカラフェスタ(関内まちづくり振興会)、馬車道まつり(馬車道商店街協同組合)、住吉町入船通り秋まつり(地元実行委員会)と同日開催とし、広報等の連携で、まちの賑わいと活性化に寄与する。

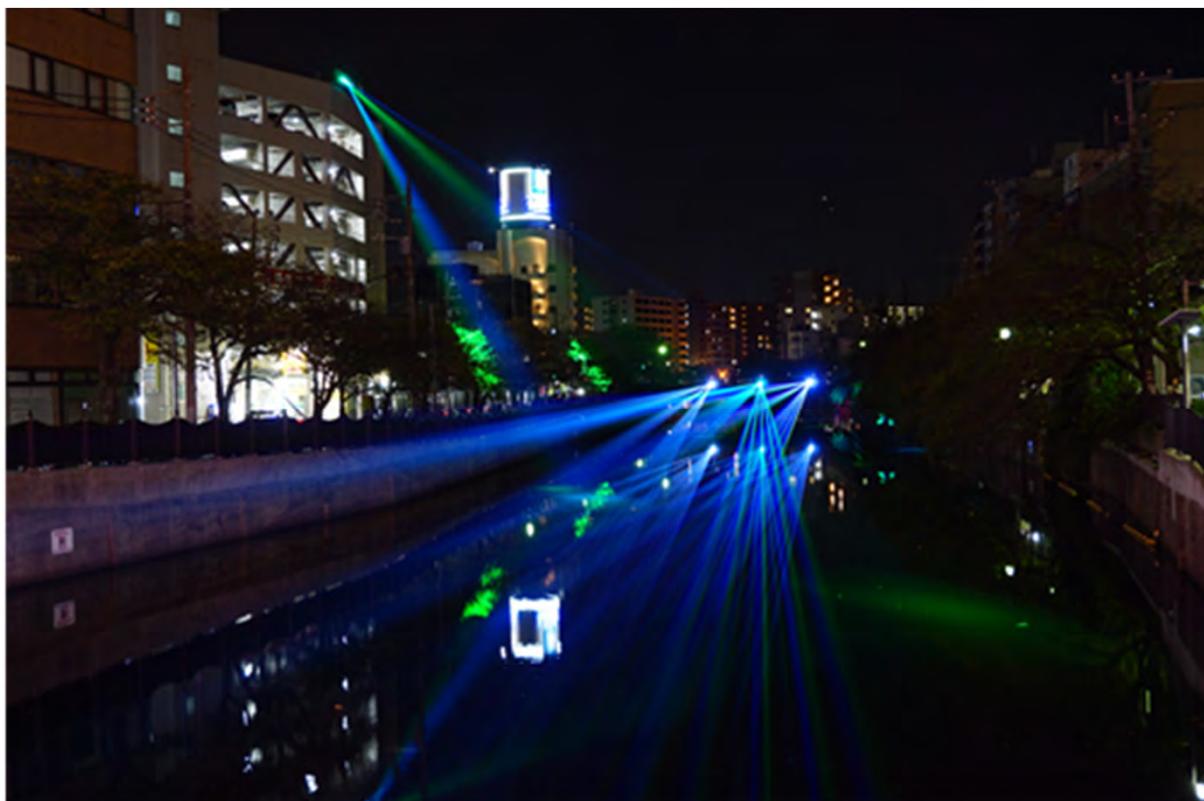


(4) 【道路・河川】大岡川ひかりの川辺
 (市の取組に大学の施策が合致した事例)

事業主体	横浜市、事業構想大学院大学
本市の位置づけ	横浜市が主催 事業パートナーである事業構想大学院大学と協定を締結
活用場所	大岡川（長者橋～旭橋）
事業目的	水辺を活用した新たな魅力創出
事業期間	2018年10月27日から11月4日まで
必要な許可等	道路占用許可、道路使用許可、橋梁協議、河川法許可
費用負担	○横浜市：主催事業として支出。 ○事業者：横浜市主催事業として、道路占用料は免除 ○利用者：無料

事業内容

水辺空間を活用した魅力づくりの一環として、レーザーによるライトアップを実施。
 様々な色・動きを持つ複数のレーザーで川面を照らすことで、これまでにないクリエイティブな水辺空間を演出し、賑わいの創出と地域活性化に寄与した。



(5) 【道路・公園・公開空地】ソトカフェみなとみらい

事業主体	みなとみらい21公共空間活用委員会 (事業者、グランモール公園愛護会)
本市の位置づけ	市も含め、みなとみらい21中央地区の地権者間で締結しているみなとみらい21街づくり基本協定の締結者のうち、公共空間の活用意向のあるもので構成
活用場所	桜木町駅前広場、グランモール公園、公開空地、有効空地
事業目的	みなとみらい21地区の賑わいや憩いの場の創出、良好な都市空間の形成
事業期間	2013年9月から開始 2010年から2013年まで：エリアマネジメント団体等による実証実験 2013年9月：みなとみらい21公共空間活用委員会設立 横浜市市街地環境設計制度の改正 (公開空地の一時使用にかかる運用基準の緩和) 本格運用開始
必要な許可等	道路占用許可、道路使用許可、公園施設設置許可、食品営業の許可、公開空地の一時使用承認、有効空地の一時占用の届出
費用負担	○横浜市：事業費負担はなし ○事業者：事業費負担あり ・道路等市有地の公共空間においては横浜市・神奈川県警へ道路占用料等の支払い ・公開空地等の民有の公共空間については使用料を委員会へ支払い ○利用者：各店舗での飲食代

事業内容

みなとみらい21公共空間活用委員会が運営上の自主ルールを横浜市と共に定め、横浜市から許可を受けて、みなとみらい21公共空間活用委員会の構成者が、公共空間に設置したオープンカフェ事業。



(6) 【道路等】(第6回)ストリートファニチャー（屋外装置物の総称）
デザインコンペティション

事業主体	ストリートファニチャーコンペ運営委員会
本市の位置づけ	横浜市が後援
活用場所	歩道（吉田町・伊勢佐木町商店街・横浜市役所水辺プラザ）
事業目的	横浜の街の活性化の継続
事業期間	一次審査会：令和5年6月24日(土) 作品展示：令和5年7月25日～29日 公開審査：令和5年7月29日(土) 実作設置：令和5年11月22(火)～12月5日(火) 吉田町 令和5年11月28(火)～12月5日(火) 伊勢佐木町商店街 令和5年11月28(火)～12月5日(火) 横浜市役所水辺プラザ
必要な許可等	道路占用許可・横浜市役所アトリウム等使用許可(行政財産目的外使用許可)
費用負担	○横浜市：事業費負担はなし ○事業者：事業費負担（協賛あり） ○利用者：無料

事業内容

“まちを楽しくする、魅力的な街づくり”というコンセプトのもと、ストリートファニチャー（屋外装置物の総称）を募集し、設置した事業。作品募集テーマは「つなぐ」とし、人と人、人と地域、地域と時代をつなぐ、町で働く人や訪れた人が楽しめるストリートファニチャーのアイデアを集め、優秀作品については実際に形にして公共空間に設置することで市民が触れて体験した。



(7) 【港湾緑地】ナイトドッグラン（公共空間活用のモデル事業）

事業主体	株式会社ドッグラン・ラボ
本市の位置づけ	横浜市の公募による事業 横浜市が後援
活用場所	臨港パーク（港湾緑地）
事業目的	都心臨海部でナイトドッグランを初開催し、新たな賑わいを創出し、地域の活性化や市民サービスの向上、横浜市の目指す持続可能なまちづくりの実現に寄与すること
事業期間	2018年8月24日（金）から26日（日）まで
必要な許可等	港湾緑地での行為（催事）許可
費用負担	○横浜市：事業費負担はなし ○事業者：港湾施設使用料の支払い ○利用者：入場無料（ドッグランエリアは有料）

事業内容

都心臨海部の魅力向上につながる公共空間活用提案として評価されたモデル事業。都心臨海部でナイトドッグランを初開催し、新たな賑わいを創出した。周辺店舗や水上交通とも連携し、会場周辺への回遊性を促し、地域ネットワークを形成した。



(8) 【港湾緑地】カップヌードルミュージアムパーク内のグランピング施設

事業主体	株式会社 SOULPLANET
本市の位置づけ	横浜市の公募による事業
活用場所	カップヌードルミュージアムパーク（港湾緑地）
事業目的	港の美しい景観の眺望が特徴の港湾緑地における利便性の向上や賑わいの創出
事業期間	2021年8月から実施中
必要な許可等	港湾緑地での設置等許可
費用負担	○横浜市：事業費負担はなし ○事業者：港湾施設使用料、光熱費など ○利用者：飲食物の購入費（予約が入っていない時間帯は、来訪者が自由に施設内の椅子やテーブルの利用が可能）

事業内容

- ・「設置等許可」制度の活用により、令和3年8月にカップヌードルミュージアムパークにグランピング施設がオープン。
- ・事業者の選定に当たっては、賑わいや地域の活性化に貢献している提案となっているかなどの事業計画や、公共公益的な親水空間としての機能を損なわない計画となっているかなどの施設計画のほか、事業スキームや資金計画など、安定的な運営計画となっているかを評価し、選定。
- ・事業者と緑地管理について協定を締結し、事業者が施設周辺の緑地や公衆トイレの清掃、夜間も警備を実施しており、椅子やテーブルについては利用予約がない場合には来街者が自由に利用することが出来るよう調整。



(9) 【公園】 Yokohama Nature Week (ヨコハマネイチャーウィーク)

事業主体	主催：Yokohama Nature Week実行委員会 (事務局：相鉄グループ) 共催：横浜市旭区、後援：横浜市環境創造局
本市の位置づけ	横浜市が共催・後援
活用場所	こども自然公園
事業目的	子どもと楽しむ大人の自然をテーマに、相鉄線沿線の魅力の一つでもある自然の中での上質な時間の過ごし方を提案すること
事業期間	2017年から2019年と2023年に3日間連続開催 (2023年は、5月19日(金)から21日(日)まで開催)
必要な許可等	公園内行為許可、公園占用許可
費用負担	○横浜市：事業費負担はなし ○事業者：事業費負担あり ○利用者：入場無料、飲食等は各自負担

事業内容

子供向けの木製遊具のある「キッズパーク」や、大人が森林浴を楽しめる巨大ウッドデッキ、ハンモックなどを設置し、キッチンカーの出店やワークショップ、ライブなどの体験型コンテンツを展開した。



(10) 【公園】 横浜動物の森公園未整備区域における遊戯施設等の公募設置 (Park-PFI)

事業主体	有限会社パシフィックネットワーク
本市の位置づけ	横浜市公募による事業
活用場所	横浜動物園の森公園
事業目的	<ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者の技術や知識等を活かし、施設の設置、管理運営を委ね、里山の新たな楽しみ方を創出することで、公園の利用者サービス向上を図ること ・P-PFIの制度を用いることで、公募対象公園施設（遊戯施設等）の収益を周辺の施設整備、樹林地管理等に還元してもらい、当該区域をより魅力ある空間にすること
事業期間	2019年4月12日から2039年4月11日まで（認定日から20年間）
必要な許可等	公募対象公園施設の設置管理許可 行政財産目的外使用許可（当該区域の都市公園法に基づく供用開始の公告前）
費用負担	<ul style="list-style-type: none"> ○横浜市：特定公園施設に係る費用（上限額：2,000千円） ○事業者：横浜市公園条例施行規則10条に基づく公園施設使用料 <ul style="list-style-type: none"> ・設置許可に伴う使用料：120円/㎡・月 ・管理許可に伴う使用料：1,820円/㎡・月 ・行政財産目的外使用許可に伴う使用料：28円/㎡・月 ○利用者：利用料

事業内容

豊かな樹林地を活用したアスレチック等の遊戯施設や、公園の利用者が樹林地内の散策等を楽しむことができる遊歩道を設置。また、区域内の樹林地管理を行う。



※当該事例は催事ではなく、施設の整備、管理・運営を行っていただく事業者を公募する事業ですが、事業手法の紹介として参考に掲載しています。

公民連携の総合窓口について

横浜市では、公共空間の活用に限らず、民間事業者の皆様から公民連携に関する相談・提案をいただく窓口として「共創フロント」を開設しています。

いただいたご提案は、共創推進室が皆様と市役所各部署との橋渡し役となり、実現に向けた検討や調整を行います。

また、都市公園については、個別の公園における利活用を公民連携により推進するため、共創フロントと連携した公園に特化した窓口として、「Park-PPP Yokohama（略称：P×P（ピーバイピー）」をみどり環境局内に開設しています。

◆ご提案の種類

テーマ型：横浜市から民間の皆様へテーマを示し、そのテーマに対する公民連携事業の提案やアイデア等を募集する仕組み

フリー型：民間の皆様が、横浜市との公民連携を希望する事業等やアイデア等を、テーマを問わず自由にご提案できる仕組み

◆ご提案の流れ

ご提案に関連した横浜市各区局の所管部署等との調整を進め、ご提案者と所管部署、共創推進室とで、実現化に向けた対話・調整を進めさせていただきます。対話・調整の結果、関係者において合意ができた場合は、契約の締結等必要な手続きを経たうえで、ご提案の実現化・実施に向け調整をいたします。

なお、ご提案内容によっては、契約にあたって、あらためて公募等の法令等に基づいた手続きを取る場合がございます。

■共創フロント

URL：

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kyoso/kyosofront/front/front.html>

政策経営局共創推進室共創推進課

電話：045-671-4391

メールアドレス：ss-kyoso@city.yokohama.lg.jp

■Park-PPP Yokohama

URL：

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/midori-koen/koen/renkei/madoguchi/>

みどり環境局戦略企画課

電話：045-671-3847

メールアドレス：mk-koenppp@city.yokohama.lg.jp